○内閣府告示第二百九十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百四十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百九十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百九十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百九十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第二百九十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百九十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第二百九十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第二百九十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○内閣府告示第二百九十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第三百号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社みずほコーポレート銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

○内閣府告示第三百一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社西日本シティ銀行

二　住所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目一番一号

○内閣府告示第三百二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社北九州銀行

二　住所　福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目一番十号

○内閣府告示第三百三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社筑邦銀行

二　住所　福岡県久留米市諏訪野町二千四百五十六番地の一

○内閣府告示第三百四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　北星信用金庫

二　住所　北海道名寄市西二条南五丁目五番地

○内閣府告示第三百五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百四十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○中央選挙管理会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十九日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

住所　三重県津市北丸之内一四三―二

氏名　伊藤　忠治

選挙長